

2 . 技術的な向上

エリアとしての課題

指針、基準

- 河川砂防技術基準（計画編）(H16.3)、（調査編）(H26.4)、（維持管理編（河川編））(H27.3)
- 多自然川づくり基本指針（H18.10）
- 中小河川に関する河道計画の技術基準（H20.3、H22.8）

具体的な手法等

- 多自然川づくりポイントブック（H19.3）
- 多自然川づくりポイントブック（H20.8）
- 多自然川づくりポイントブック（H23.10）

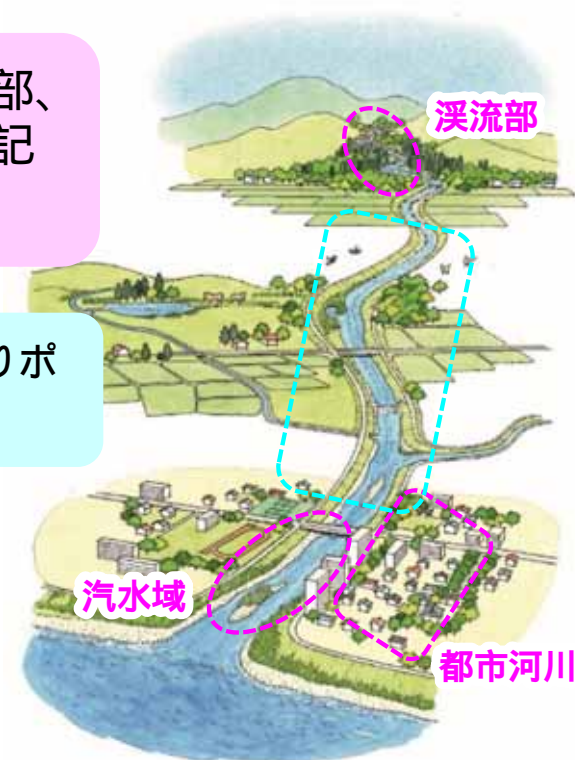
多自然川づくりポイントブック の構成

- 多自然川づくりにおける河道計画の基本
- 河岸・水際部の機能
- 河岸・水際部の計画・設計
- 河畔樹木に関する基本的な考え方
- 付帯施設
- CO2発生抑制
- 維持管理の考慮 など

対象 セグメントM～セグメント2
（河口や本川合流点近くの背水の
影響がある区間は除く）

エリアとして、溪流部、
汽水域、都市河川の記
述が不十分

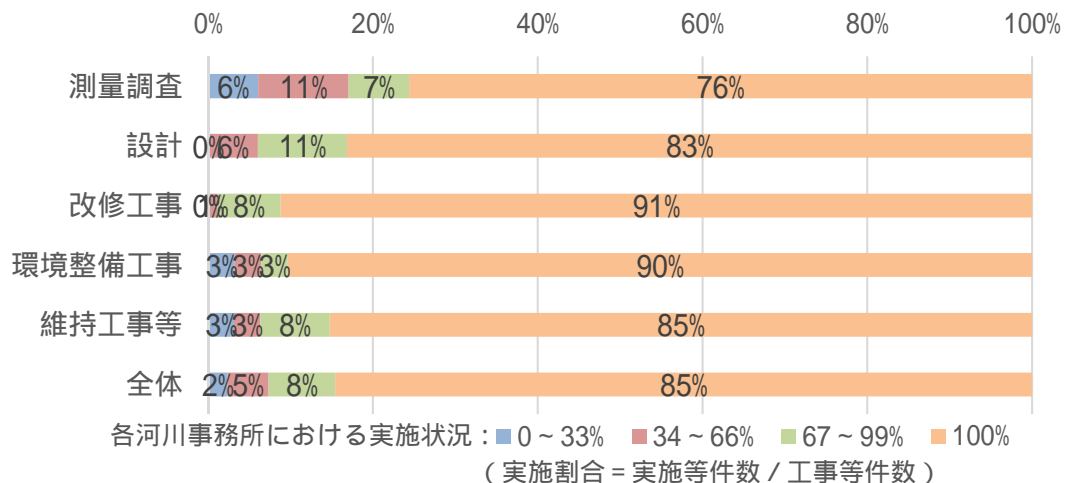
中流部は多自然川づくりポ
イントブックでカバー



プロセスとしての課題

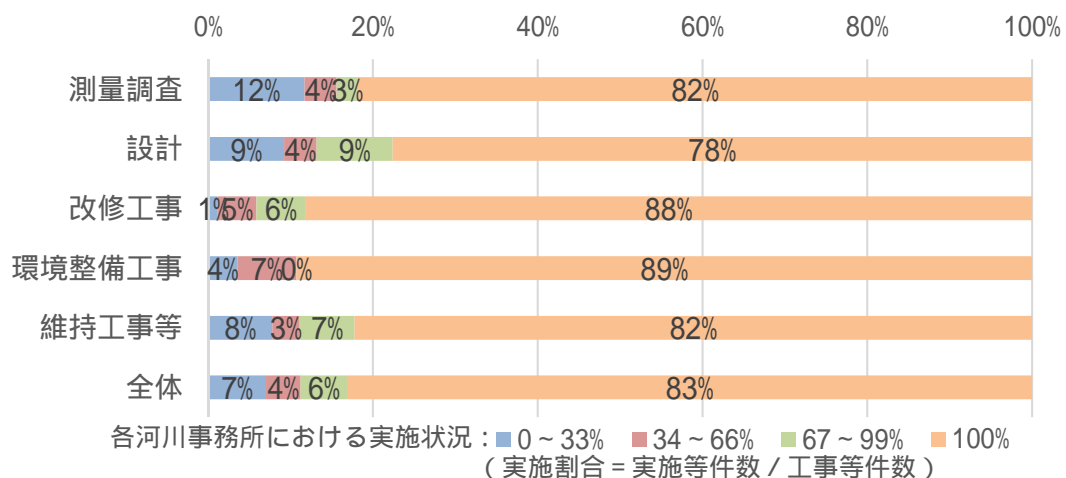
河川工事等における環境への配慮事項（工事前の発注前）

工事前に河川環境図を活用しているか



- 工事段階（改修工事、環境整備工事）では約90%の河川事務所で、全ての工事において河川環境情報図を活用している。
- 一方で、測量調査では全ての案件で活用しているのは76%にとどまる。

設計審査会その他設計内容を確認する場を開催しているか

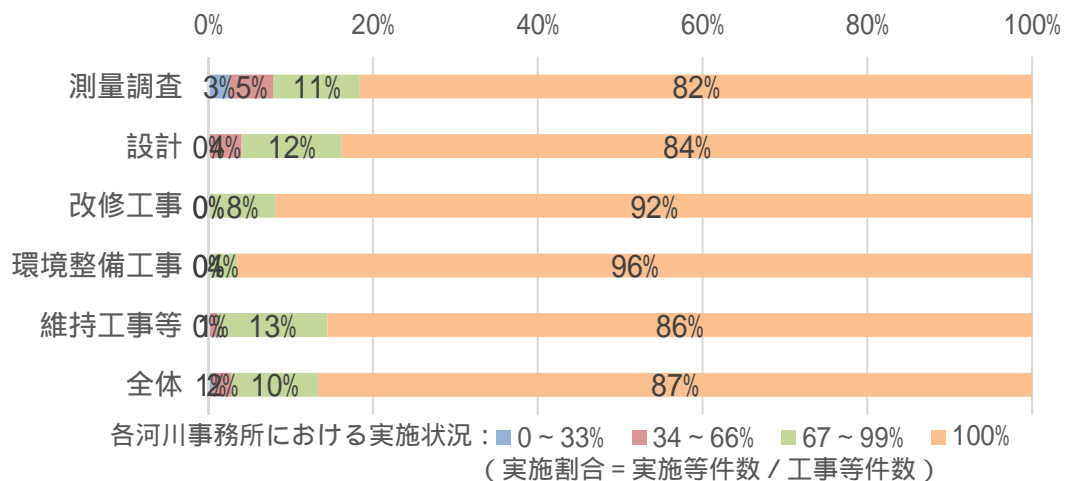


- いずれの段階でも、約80%以上の河川事務所で、全ての工事において設計審査会やその他設計内容を確認する場を開催している。

プロセスとしての課題

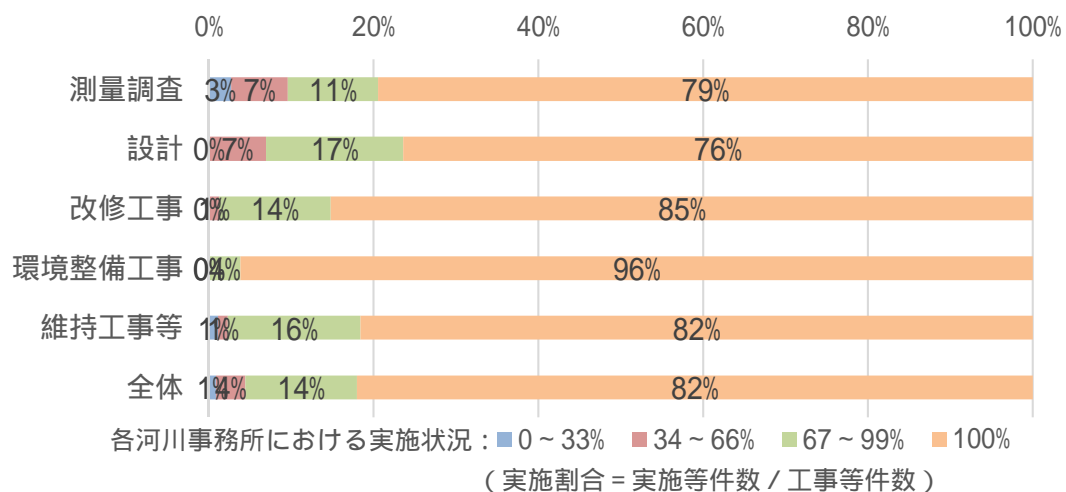
河川工事等における環境への配慮事項（工事等の契約後）

工事契約後、出張所等への情報提供により認識の共有を図っているか



- いずれの段階でも、約80%以上の河川事務所で、全ての工事において、工事契約後に出張所等への情報提供により認識の共有を図っている。

河川工事等の着手前に受発注者間で現地を確認しているか



- 環境整備工事では、約96%以上の河川事務所で、全ての工事において、現地での、河川工事等の着手前における受発注者間での確認を行っている。
- 一方で、設計段階では全ての案件で確認しているのは76%にとどまる。

いずれの段階においても、全ての業務や工事等で環境への配慮がなされていない現場が見られる。

河川工事等における環境配慮への取り組み事例

仕組み

- 事務所内河川環境検討会（学識者を交えて、原則年度当初に全ての工事箇所を対象に実施）の開催の徹底（九州地方整備局）
- 河川関係工事の工事発注時チェックシートの活用（近畿地方整備局）
- 河川工事における配慮事項に対するチェック体制のルーティン化（中部地方整備局）
- 職員がいつでも閲覧可能なように、河川環境情報図をイントラネット上に掲載（中国地方整備局）

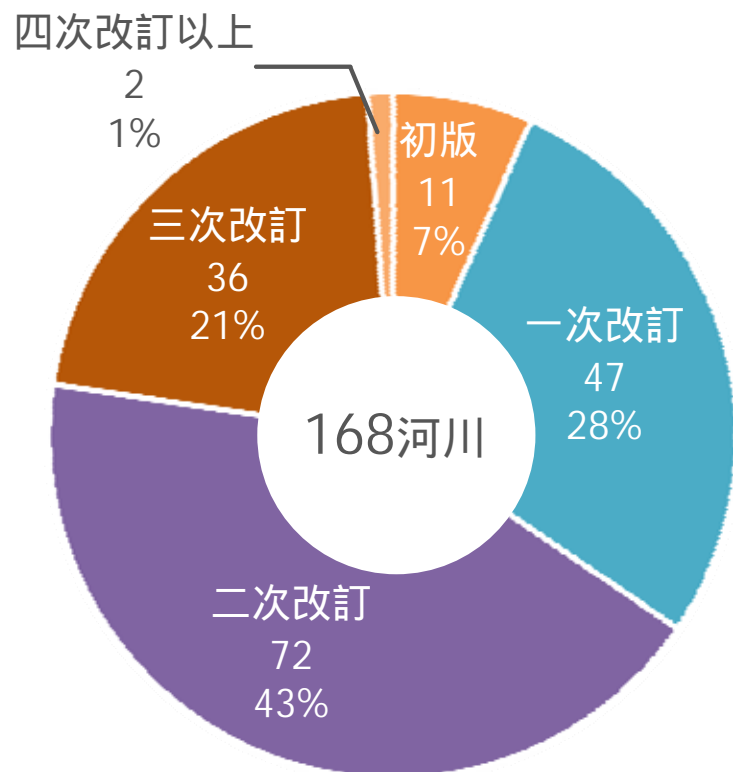
人材育成

- 河川環境情報図の見方に関する講習の実施（中部地方整備局）
- 例年実施している研修会において「環境に配慮した川づくり」をテーマとして開催（北陸地方整備局）
- 整備局河川部による多自然川づくりキャラバンの実施（各県単位で実施）（九州地方整備局）

文書等の通知、改定

- 事務連絡『河川工事等における環境への配慮事項の具体的な取り組みについて』において、環境への配慮事項の具体的な取り組みを記し、各段階において環境配慮の徹底及び引き継ぎが重要であることを明記（北海道開発局）
- 「平成27年度 土木設計業務等特記仕様書の作成手引（案）」において、“河川環境情報図等の活用について”の項目を設け、それに対する条文を例示（近畿地方整備局）
- 事務連絡『「河川工事における環境への配慮事項」の特記仕様書への記載』において、測量業務、地質調査業務、構造物設計業務及びその他河川において外業が伴う業務を対象に、特記仕様書に「業務計画書に「自然環境等への配慮事項」の項を設け、配慮すべき事項を記載すること」と記載するように通知（四国地方整備局）
- 「多自然川づくりの基礎知識（案）」の改定（中部地方整備局）

河川環境情報図の更新状況



平成27年9月30日現在

- 河川環境情報図の更新状況は、二次改訂が最も多く、次いで一次改訂となり、一次改訂と二次改訂で70%を占めている。
- 初版のみの作成は11河川あるが、いずれの河川においても、今後更新の予定（または、更新中）がある。
- 更新の理由の多くが、「河川水辺の国勢調査の結果の反映」というものが多い。

河川環境情報図の更新理由

- 河川整備計画の策定・変更・点検に伴う更新
- 河川水辺の国勢調査の結果の反映
- 前回作成時より10年経過したため
- マニュアル改訂や大規模出水の影響把握のため

下記課題の解決を含めた多自然川づくりの技術的な向上が必要ではないか。

エリアとしての課題

汽水域、溪流部、都市河川では、具体的な手法等が定められていない。

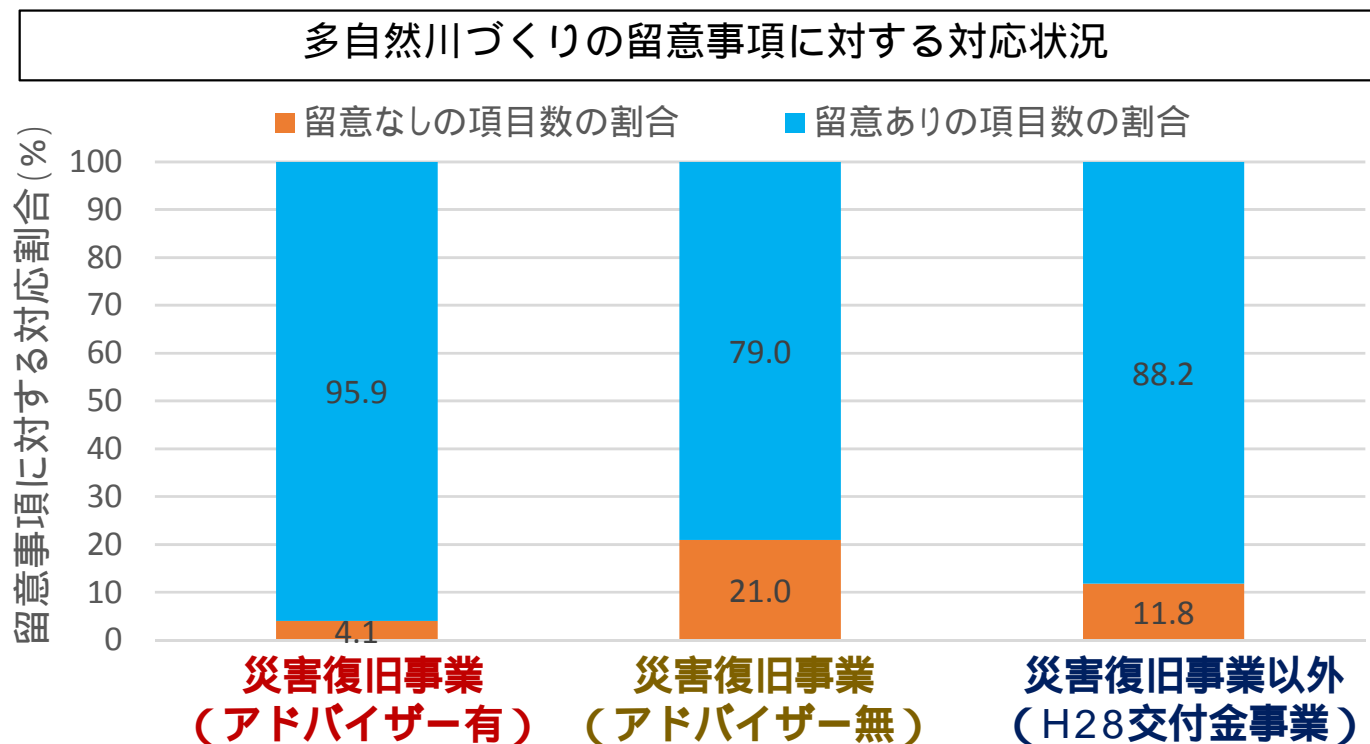
プロセスとしての課題

各段階（設計調査～維持管理工事）において、多くの現場では多自然川づくりを具体化するための取り組みがなされているが、現場によっては取り組みが行われていない例もある。

都道府県の河川における多自然川づくりの実施状況

災害復旧事業（補助）48事業（うち、11事業で多自然川づくりアドバイザー制度を適用）、災害復旧事業以外（各県のH28交付金事業のうち、最大規模の事業）47事業（H18～28の新規事業341事業に対して14%）における多自然川づくりの実施状況として

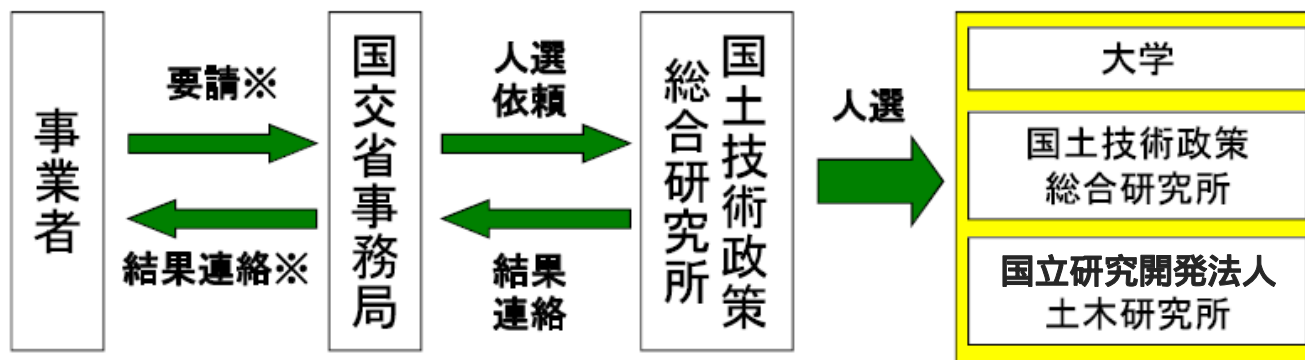
- 全ての事業において、一定程度は多自然川づくりの留意事項に基づく対応がなされている。
- 配慮されていない留意事項の割合に着目すると、災害復旧事業（多自然川づくりアドバイザー制度適用）が最も少なく、多自然川づくりアドバイザー制度が有効に機能していることが示唆される。



事業内容が該当しない留意事項を除く割合

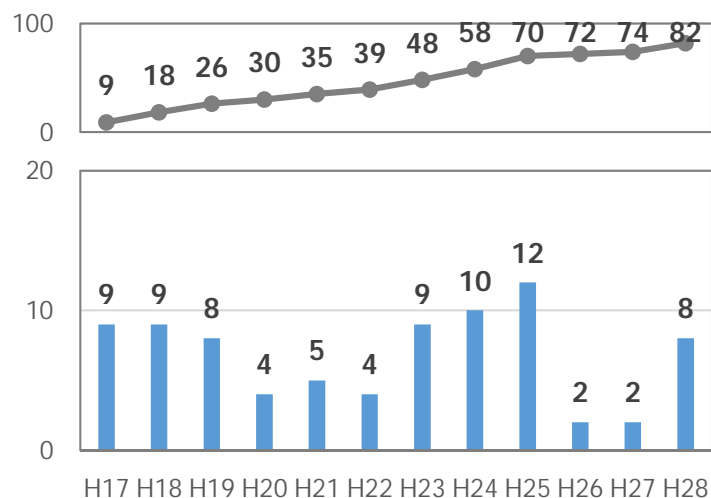
多自然川づくりアドバイザー制度の詳細

多自然川づくりアドバイザー制度のスキーム



※地方整備局事務局経由

派遣実績



平成28年度は、平成28年11月4日時点

平成24年度～平成28年度（近5カ年）のアドバイザー

- 国土技術政策総合研究所 河川研究部長（2名）
- 国土技術政策総合研究所 河川研究室長
- 国土技術政策総合研究所 河川研究室 主任研究官（2名）
- 土木研究所 自然共生研究センター 上席研究員
- 土木研究所 自然共生研究センター 主任研究員
- 大学教員（2名）

まとめ

- 災害復旧事業の河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業では、多自然川づくりアドバイザー制度により、多自然川づくりの考えが浸透していることから、制度をより充実していくことが必要ではないか。
- 多自然川づくりアドバイザーの人材は限られており、アドバイザーの人材確保が必要ではないか。